

銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. 銀行の業務範囲

(1) 外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入

- ① 銀行が行うことができる外国銀行の業務の代理・媒介の範囲を以下のように定める（第13条の2）。
 - イ 委託元外国銀行が、当該銀行と親・子・兄弟関係にあること。
 - ロ 代理・媒介を行う外国銀行の業務が銀行の固有業務（預金等の受入れ・金銭の貸付け・為替取引）又は付随業務であること。
- ② 銀行が外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合の認可・届出手続に関し、所要の事項を定める（第34条の2～第34条の2の4）。
- ③ 銀行が外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合の認可の審査基準として以下のような事項を定める（第34条の2）。
 - イ 委託元外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有していること。
 - ロ 委託元外国銀行及びその親法人等の特殊の関係にある者の主たる営業所が所在する国において、銀行に対し、銀行法と実質的に同等な取扱いが行われていると認められること。 等
- ④ 銀行が届出により外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合として、委託元外国銀行が、当該銀行の子会社又は当該銀行を子銀行とする銀行持株会社傘下の銀行の兄弟会社である場合を定める（第34条の2の2）。
- ⑤ 銀行が行う外国銀行の特定預金等契約の締結の代理・媒介について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールに関し、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定める（第34条2の5～第34条の2の31）。
- ⑥ ⑤のほか、銀行による外国銀行の業務の代理・媒介の健全かつ適切な運営の確保及び顧客の保護のため、以下のような所要の事項を定める（第34条の2の32～第34条の2の46）。
 - イ 委託元外国銀行の業務又は財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制の整備
 - ロ 複数の委託元外国銀行があり、同種の契約に係る手数料が当該複数の委託元外国銀行の間で異なる場合におけるその旨の説明
 - ハ 銀行が締結する契約との誤認防止のための説明
 - ニ 外国銀行の業務の代理・媒介を行う銀行としての優越的地位を不当に利用して顧客に不利益を与える行為等の禁止 等

(2) 現物決済を伴う商品デリバティブ取引の一部解禁

銀行の付随業務である金融等デリバティブ取引として、現行の差金決済による商品デリバティブ取引に加え、以下の要件をいずれも満たす場合における、商品の現物決済を伴う商品デリバティブ取引を定める（第13条の2の3）。

- イ 決済の終了後に商品を保有することとならないこと。
- ロ 商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

(3) 排出量取引の解禁

銀行が、固有業務を妨げない限度において営むことができる業務として、算定割当量及びこれに類似するもの（いわゆる排出量）の取得・譲渡契約の締結又はその媒介・取次ぎ・代理を追加する（第13条の2の4）。

2. 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲

(1) イスラム金融の解禁

銀行の子会社・兄弟会社が営むことができる金融関連業務として、金銭の貸付けと同視すべきいわゆるイスラム金融を追加する（第17条の3）。

(2) リスク管理等に優れた銀行持株会社傘下の銀行の兄弟会社に対する商品現物取引の解禁

① リスク管理等に優れた銀行持株会社傘下の銀行の兄弟会社が営むことができる特例子会社対象業務として、商品現物取引を定める（第34条の19の3）。

② 銀行持株会社が特例子会社対象業務を営む会社を銀行の兄弟会社とすることの認可の審査基準として以下のような事項を定める（第34条の19の4）。

イ 申請時において申請をした銀行持株会社に係る連結自己資本比率及び当該銀行持株会社の子銀行に係る連結・単体自己資本比率がいずれも十分な水準にあり、特例子会社対象業務を営む会社を銀行の兄弟会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

ロ 申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、特例子会社対象業務を営む会社を銀行の兄弟会社とした後も当該銀行持株会社の子銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがないこと。 等

③ 銀行持株会社が商品現物取引を営む会社を銀行の兄弟会社としている場合において、当該銀行持株会社の子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な要件を以下のように定める（第34条の19の5）。

イ 当該商品現物取引を営む会社が業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額※を超えないこと。

※ 金融庁告示案において、当該銀行持株会社の連結自己資本の基本的項目（いわゆる Tier1）の額の5%を定める。

- ロ 商品の保管又は運搬のための施設を保有しないこと。
- ハ 商品の精製、加工その他の処理を行わないこと。

3. 銀行グループの議決権保有制限の例外措置

銀行又は銀行持株会社の議決権保有制限の例外措置の対象となる「新たな事業分野を開拓する会社」（いわゆるベンチャービジネス会社）又は「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」（事業再生を行う会社）の範囲を以下のよう
に定める（第17条の2）。

(1) 新たな事業分野を開拓する会社

現行の要件の一つである設立5年未満を設立10年未満とする。

(2) 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社

新たに以下のいずれかの会社に該当する非上場の株式会社を追加する。

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する「経営革新計画」の承認を受けている会社
- ② 産業活力再生特別措置法に規定する「事業再構築計画」の認定を受けている会社
- ③ 民事再生法に規定する「再生計画」の認可を受けている会社
- ④ 会社更生法に規定する「更生計画」の認可を受けている会社
- ⑤ 銀行等が債権放棄、デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）又はデット・デット・スワップ（債務の劣後ローン化）のいずれかを行うことを内容とする合理的な経営改善計画を実施している会社

4. その他

(1) 銀行の出張所の設置・位置の変更に係る事前届出制を事後届出制とする（第9条、第35条）。

(2) 銀行代理業の許可の申請書の記載事項から、申請者と親・子・兄弟関係にある法人等であって、外国においてのみ活動する法人等の商号（名称）、主たる営業所（事務所）の所在地、代表者の氏名（名称）及び業務の種類を除外する（第34条の32）。